

第9期 第13回 京田辺市ごみ減量化推進審議会議事録		
日 時	平成27年10月20日(火) 10:00 ~ 12:00	
場 所	環境衛生センター甘南備園リサイクルプラザ会議室	
出席者	委 員	1号委員：米澤 修司 委員 奥西 伊佐男 委員 2号委員：寺島 泰 委員、米田 泰子 委員 3号委員：西口 正 委員、小川 貞子 委員 (堀口 孝 委員：欠席) 4号委員：多田羅 純平 委員 (村上 育子 委員、目片 一清 委員：欠席) 5号委員：衣川 伸子 委員、高井 明美 委員、中川 裕子 委員 中山 節子 委員
	事務局	経済環境部：吉岡部長 清掃衛生課：村上課長、宮本担当課長、長島氏、平田主事
事務局	<p>皆様、大変ご苦労様でございます。定刻になりましたので、只今から、「第9期第13回京田辺市ごみ減量化推進審議会」を開催させて頂きます。</p> <p>皆様には大変お忙しい中、今回のご出席に対しまして誠にありがとうございます。それでは、今回の審議会につきましては、「京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針」に基づきまして、公開で進めることになっております。</p> <p>傍聴者を募っておりましたが、本日の傍聴者はございませんので、これをお報告します。本日、委員A、委員B、委員Cの3名の方につきましては、事前に欠席のご連絡を頂いております。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、京田辺市ごみ減量化推進審議会を開きたいと思います。 (議題の説明・資料の確認等)</p> <p>それでは、このあと会議の進行につきましては、会長、よろしくお願ひします。</p>	
会長	<p>本日はよろしくお願い致します。只今、議事次第のご説明がございましたが、本日の議題として、報告事項が2件、審議事項が2件ございます。まずひとつめの報告事項は、「粗大ごみ・持込ごみの有料化について」ですが、これは平成25年に当審議会が答申を行いました内容につきまして、事務局が現在進めている経過の報告でございます。では、事務局の方お願ひします。</p>	
事務局	(資料2の説明)	
会長	<p>ありがとうございました。「粗大ごみ・持込ごみの有料化について」のご説明でした。質問はございますか。報告事項でございますので、進行上、できるだけ簡潔に協議を進めて頂ければと思います。</p>	

- 委員D (指定場所にごみ処理券を貼りつけた後、他者による)持ち去りがあった場合は、どういう扱いになりますか。今までも、粗大ごみで持ち去りというのが発生していたと思うのですけれど、そういう場合はどう対応されるのですか。有料化になっても、それ(粗大ごみの持ち去り)は絶対ない、と言い切るのはしないと思います。きちんと出していったのに、我々は仕事とかがあって家の前に出していったとか、拠点に出しておいても、(粗大ごみが持ち去られた場合に)その出された人が家におられなかつたら把握ができないと思うのですけれども、集めに回った時に、その時はどういう対応をするのですか。その場合は、そのごみを出した人に後から確認の電話がかかってくるのですか。
- 副会長A (粗大ごみが)無くなったらそれでいい、と言われる市民もあるのではないのですか。それはごみ処理手数料を変換すべきであるという趣旨ですか。
- 委員D 市が回収すると想定して、市民はごみを出しているのですけれども、それでもいいのでしょうか。
- 副会長A (ごみが減るという意味では)それでよいと考えることもできます。
- 事務局 戸別回収を考えていますので、特定の回収日がない分、持ち去りごみの件数は減ると予測しております。ただ、それでも持って行かれてしまった場合は対応が困難です。
- 委員D 市から、ごみを持ち去られた世帯には電話がかかってこないのですか。
- 事務局 回収のチェックをしますので、もし回収に行ってごみがなかった場合は、その場で確認して、排出者が在宅でない場合には、後日電話で確認させていただきます。
- 委員D 確認の電話は入るということですか。
- 事務局 そうです。電話では「粗大ごみが出されていなかったのですが」という確認をします。出したのに抜き取られている場合は、市の対応は困難です。確認をするのは、ごみの出し忘れの場合の対策のためです。
- 副会長A それに続いてですけれども、ステッカー(ごみ処理券)を(収集が)完了するまで保管するというのは、何の意味があるのですか。

台紙とステッカー（ごみ処理券）は別々にあるのですか。

事務局 ステッカー（ごみ処理券）を粗大ごみに貼って排出したが、雨や風でステッカーがはがれてしまった場合には、収集しないことになります。こういう時に、貼り付けた証拠というか、「確かにごみ処理券を貼り付けました」という証拠としたいと考えています。

副会長A 貼るものと残しておくものが2つあるということですね。

事務局 はい。チケットの半券のような扱いです。

委員E ステッカー（ごみ処理券）の話が出てきましたが、これは来年の10月から実施するのかということと、どのくらい前からステッカー（ごみ処理券）などをコンビニなどに置く予定にしていますか。どのようにするのかイメージが湧きませんので、できた時点で見せていただければと思います。また、ステッカー（ごみ処理券）はどのような方法で購入するのですか。

事務局 市民の方がごみ処理券を購入される方法は、1枚単位で購入でき、場所は市内のコンビニ等で販売していただく予定になっております。1枚400円で、1枚から購入できます。

副会長A 出したい粗大ごみのごみ処理料金が800円だったら、ステッカー（ごみ処理券）を2枚貼ればいいのですか。

事務局 そうです。ほとんどの品目が400円から800円になるように設計しますので、1枚か2枚のステッカー（ごみ処理券）を貼り付ければよいということです。販売を開始する時期ですけれども、来年3月の議会で了承を頂いて、本格導入となりましたら、そこから契約等が進んでいきますので、少し時間がかかります。8月前後ぐらいから実施ができるかなと思っていますので、それ以降の購入となると思います。

委員F 粗大ごみの有料化になるということで、不法投棄が考えられます。料金を払うのが嫌で、不法投棄が増えてくるのは間違いないありません。その関係でやはり市として、その見回りの監視を山間地域、この近くでも不法投棄されるところがたくさんあると思いますが、今でも実際、不法自転車やタイヤを捨てに来るのを見ますので、そういうことをもう少し細かくパトロールして頂くようなことをお願いしたいと思います。特に木津川堤防のところですとか、簡単にブ

ロックとか捨てる者がおります。そこを片づけても、またごみが置かれています。その辺の監視も、もう少しこまめにお願いしたいと思います。

事務局 今の不法投棄ですけれども、以前も家電リサイクル法の施行時に、その時も非常に不法投棄については発生の恐れがあるということでしたが、不法投棄量は実際かなり増えました。そういう経験もしておりますし、今回この機に合わせて、京田辺市経済環境部環境課が不法投棄の所管課ですが、日頃から、不法投棄を監視する専従職員を配置しまして、毎日不法投棄の監視に回っておりますし、夜間・休日も区別無く監視を行っています。そういうことから、今話を頂きましたことを改めて、環境課の方にもしっかりと指導して、更なる強化を行っていきます。また、そういう不法投棄の「巣」になる可能性のあるところにつきましても、いわゆる監視カメラや、移動式の監視カメラも昨年、一昨年購入して活用しております。これらの現行の対策も重要な一つの抑止力として、しっかりと不法投棄については今後も監視していきます。

会長 ありがとうございました。粗大ごみの有料収集、非常に細かく考えますと色々な問題や心配が生じるよう思います。事務局の方では色々な経験も踏まえて、また監視カメラなど新たな方法を取り入れながら、柔軟に対応したいということですので、一つ、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

委員G スーパーやコンビニなどに「ここでステッカー（ごみ処理券）を置いている」「どこへ行けば購入できる」というような表示はあるのですか。

事務局 「ステッカー（ごみ処理券）販売所」というような絵などを渡して貼って頂く予定をしております。それから、粗大ごみガイドブックも作る予定をしておりますので、そこに販売店一覧というものを記載しようと考えております。

会長 ありがとうございました。良いご意見は直接、事務局にお伝えいただくとして、それでは続いて「事業系ごみの減量について」をお願いします。

事務局 (資料3の説明)

会長 ありがとうございました。ご説明の通りですが、事業系の廃棄物というのは、すこしややこしい、わかりにくいものですね。事業系一般廃棄物、これは事業系の活動の中での本来の事業活動、生産とかサービスとか、そういうものをサポートするプロセスでの廃棄物、言い換えれば、事業活動から生じる廃棄物の

うち、産業廃棄物（法定）以外のものですが、まだわかりにくいでしょ。さらに説明の歯切れが悪くなる原因は、実態が非常にわかりにくいということです。問題は、京田辺市のごみの占める割合として家庭系が80%、事業系が20%としていますが、これも事業系の状況がはっきりしていません。しかし、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用、3Rを積極的に進めるには、わからぬで済まされない。事務局にはひとつ、事業系一般廃棄物の排出事業所をしっかりと把握して頂きたいと思います。そういうことを前提にしての減量化です。

副会長A 個人で店をしているところで、そんなにたくさんごみが出ないというのであれば、彼らは家庭系ごみとしてごみ置き場に出しているのではないかと思います。その時に、事業系ごみというのは、どのようにして家庭系ごみと区分するのかというのが、少しあからぬです。それは、どういうようにしていますか。

事務局 市では、家庭系ごみと事業系ごみで、入れる袋を分けて下さい、家庭系は通常収集に出ていただき、事業系は許可業者に収集を委託するか、甘南備園まで自己搬入し、有料で処理して下さいというお願いをしています。

副会長A それも、本当に少ししかしかなくとも、事業系ごみとして甘南備園に持つてこないといけないということですか。

事務局 原則はそうです。

委員F 家庭系ごみとして排出している方が多いはずです。

副会長A 個人で商売している人はそうであろうと思います。それを、どう指導していくかというのはすごく難しいことです。

事務局 現在、収集作業員も徹底しまして、家庭系ごみ置き場に排出されている事業系ごみと思わしき袋については直接近くの商店等へ調査して、排出者を限定し、直接指導しています。

副会長A ごみ袋の色を見たことないのですが、何色ですか。

事務局 袋は家庭系ごみと一緒に、透明か白色半透明の45リットル以下のごみ袋です。家庭系ごみと事業系ごみを分けて頂いて、事業系ごみは自己搬入していただく、ということです。

副会長B	現状の状況はわかるのですけれども、現実的に、把握できていない事業所数およそ1, 300件について、これから把握をしていって、具体的に指導していく中では、今の原則の対応だけでは大変ではないでしょうか。それが一つの方法としてあるだろうし、場合によっては事業系用のごみ袋を有料化して、その袋を購入してもらって、小規模の事業所であれば、その袋を用いて家庭系ごみ置き場に排出し、市が収集するというような方法を将来は考えることもあるのかなと思います。そこはまだ決まっていないところなのですが、どうですか。
事務局	今回のアンケート結果を見まして、事業者向けに有料のごみ袋を販売しているような例は、他市町村でも実績がありますので、有料の袋を買っていただいて、家庭ごみと一緒に並べて収集する、そういう方法が実現可能な方法として、考えられるかもしれません。
副会長A	事業系ごみ袋を有料化して、店をしているところに売りに行ったらよいのでは。そしたら、買ってしまえば使わないわけにはいかないでしょう。
委員H	色などを変えるなりして。
副会長A	個人で店をしているところに、これを買って下さいと売りに行くのです。
委員H	事業系有料ごみ袋に色をつけるということは、ごみ置き場を利用する周りの人からも、「あそこの店舗はきちんとごみを出しているな。だから、ちゃんとされているお店なのだな。」という情報を見る化することができます。 それと、やっぱり権利と義務とを考えれば、京田辺でちゃんと事業をするのだったら、事業系ごみをわけて排出することは、しなくてはならないことですから、条例規則できちんと設定していくことを考えていかなくてはいけないと思います。
事務局	事業系ごみをごみ置き場に排出してはいけない、ごみ処理施設に自己搬入する、ということは、条例規則、ごみ処理計画等でも決められています。 それをご存じない事業所、小さな事業所に対しては、しっかり広報とか何らかの形で、お知らせをしていく必要があります。また、地域のそのごみ置き場に事業系を出すのは駄目だということが、その周りの一般市民の方も知って頂いたら、そういった情報もご提供いただいたら、市でも排出者に対して指導ができますし、そもそもごみ置き場は市民の皆さんで管理をお願いしていますので、そういった事業系のごみが出されているとともに、皆さんでしっかり見て頂きたいなという思いがありますので、またご協力よろしくお願いします。

会長 事務局も色々な取り組みをしているので手いっぱいというか、手が回らないところもあるかと思いますが、ご苦労ですが主要な排出源として事業系一般廃棄物を、できるだけ目を光らせて、システムの中に取り込むように、努力をお願いしたいと思います。

副会長A 今まで、市ではマイバッグを配ってきましたが、それと同じように、事業系のごみ袋を最初は無料でこれを使って下さいとか持つて行くのはどうですか。初めから買って下さいというのはものすごく言いにくいことです。だから、あのマイバッグをみんなにあげているのですから、そのような予算があるのだったら、その事業系の袋も一応、ここで事業しているというところに配つて行って、それでこれ使って下さいと。この後は買って下さいというような形で、最初はそういうように、みんなに知つてもらうという方法もいいのではないかと思います。

会長 良いアイデアだと思います。しかし、お金のかかることは難しさもありますね。事務局でご検討ください。

事務局 今様々な意見を色々と頂きましたし、はつと気が付くような意見もあります。そういうことから、担当が言つてたように、いわゆる事業系一般廃棄物に対する取り組みについては、ちょっとしっかりと検討していきたいなというふうに思います。

会長 さらに良いアイデアがあれば、事務局に伝えていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、審議事項の2案件でございます。いずれも、前回審議を頂いたもので、おおよそご了解を頂いたと受け止めておりますが、この案件はプラ容器の分別、紙ごみの分別、資源・リサイクルの核心部に係るもので、家庭の日常生活への影響も大きいので、できるだけ具体的な内容を踏まえて審議していただきたいと思い、継続審議とさせていただいたわけです。

それでは、事務局、お願ひします。

事務局 (資料4～6の説明)

会長 はい、ありがとうございました。「ごみの分別区分について」の報告でした。制度が現在と大きく変更されるのは燃やごみ、新たに導入するプラ容器包装と紙ごみの分別です。もちろん、有料化と同じように、実施しながら修正をし

ていくことも前提となります。いかがでしょうか。

このごみカレンダーですけれども、これで見ますと紙の分別は3週・4週のところ、最後のところにいっているのですけれども、全体がそうですか。ここ
の案だけで、他の例えば8とか7とか6とかあるではないです、地域によって。
それは1週目とか2週目とかになるのですか。

収集日は、地域によって異なります。

事務局

それでは、この4週・3週に全部固まるということではないのですか。

副会長A

そういうことではありません。

事務局

何を言っているかと言いますと、集団回収と、紙の行政回収の棲み分けです
が、市が回収するのと、自治会の集団回収と、紙ごみを出せる日が1か月に2
回あると、出す側としてはとっても便利です。1か月に1回というと、ずっと
置いておかないといけないではないですか。ということで、これに合わせて、
集団回収の日程をまた変えていけばいいのかなと、今思ったのですけれども、
だいたい私のところは2週目に（集団回収の回収日が）くるから、これ（行政
回収の日）が4週目にあつたらしいなあと思いました。でも、これに合わせて、
集団回収を変えていけばいいのですよね。ということで、2週に1回あると、
とても集団回収の対象になるものは便利です。ということで、両方でされると
良いということを申し上げておきます。

今、P E Tボトルは月1回なのですけれども、前の審議会では月2回の収集
になることを希望していたのですが、現在の事務局案でしたら燃やすごみ量が
たぶん少なくなるので、燃えるごみの時に、P E Tボトルをもう1回、月に2
回とするなど、P E Tボトルの収集回数を増やすことはできないですか。

事務局 P E Tボトルを増やすべきだという意見は現場からもあり、検討等もしてきた
のですけれども、現実として、燃やすごみを収集しているその裏では、同じ
日にプラスチックの収集運搬など、様々な収集運搬も並行して行っています。
人員配置の面から、P E Tボトルの日を増やすというのは、今回のタイミング
では困難です。

副会長A P E Tボトルは拠点回収でも実施しているところはありませんでしたか。あ
ちらこちらで捨てることができますよ、拠点回収というのは。

スーパーでも実施されているところがあります。

事務局

スーパーもあるし、市でも公民館のところで捨てられるようにしては。

副会長A

大規模なところには捨てられます。そういったものを、例えば、P E Tボトルを入れるとその商店のポイントが付くような、そのような制度がされているところもあります。

田辺にありますか。

副会長A

田辺にはないです。そういうような流れというのは、時代として進んでいきますので。

その機械は、すごく高いのですか。どこかで買って、置けばよいのではないですか。

事務局

機械なんかは、特にはいらなくて。

副会長A

今、その機械に入れたらポイントが付くとかいう。

副会長A

そうです。その機械は本数をカウントして、その本数によってその事業所のスーパーのポイントが付くようなものなのです。

そのスーパーの回収方法ですか。

副会長A

そうです。

事務局

P E Tボトルは月1回だけれども、プラスチックは毎週収集しているから、

副会長B

P E Tボトルをプラスチックに出してはいけないということですか。それはどうのようになりますか。

事務局

容器法リサイクル協会のベールの分別基準でいきますと、P E Tボトルは混入してはいけないとなっています。

P E Tボトルは入れてはいけないと。

副会長B

そうです。

事務局

プラの中に入れたら駄目なのね。

副会長A

P E TボトルはP E Tボトルでベールがありますので。

事務局

それしか出したらいけないのか。

副会長B

そういう形になっています。

事務局

キャップも取ります。

副会長A

キャップは、プラ容器包装に入れることができます。

事務局

P E Tボトルのキャップは取って、ラベルも全部取って。

副会長A

枚方市の図がありますが、「P E Tボトル・プラスチック製容器包装分別収集の対象になるもの」の資料で、ここにP E Tボトルの項目があつて「酒・しょうゆ」はわかりますが、「酒・しょうゆ・飲料用などのP E Tボトルでリサイクルマークの表示があるもの」は出せますよとなつてゐるのだけど、普通のP E Tボトルはないのですか。

事務局

普通のP E Tボトルというのが、この「酒・しょうゆ・飲料用」に限られるというような形です。それ以外のシャンプーとかのボトルとかなると、P E Tボトルではなく、容器包装というカテゴリに入つてきます。

枚方市はP E Tボトルも同日で出せるのですね。

副会長B

枚方市は「かざぐるま」で分けていますので同時収集でもよいです。例えば、京都市では「缶・ビン・P E Tボトル」同時収集です。大きな市では、高額な選別機械や設備をもつてゐますので、そこで分けられるのです。

委員 I

前にも議論になったことですが、プラスチック容器は燃えるごみで出さないというように、以前市の説明で聞いたかと思うのですけど、プラスチック容器は燃えるごみの中にまた戻りましたよね。そのときは燃えるごみが少なくなつて燃料にならない、と聞きました。だけど、その時にものすごい説明をもらつたのですけど言葉だけではよくわからなかつた。今回のプラスチック容器包装

分別の資料は、絵で表現した部分が多くて、みんながわかるように絵で表になっていてわかりやすい。

制度開始時にも、これはこれに出したらよいなというように、みんながわかるように、一般市民は、これはどこに出したらよいのかなとか区分がわからないうから、できるだけ絵ですぐわかるようにしたら、間違いないと思います。

なるべくみんなが理解できるような説明書を配るよう決定してほしいです。

事業の実施にあっては、今頂いたご意見を踏まえながら対処します。

事務局

委員G プラスチック容器の、汚れにくいものを分別対象にするかどうかということですけれども、油のものとかいうのはやっぱりすごくそれにくくて、洗剤をちょっと入れたり、お湯を使ったりして洗うのですけれども、そういう行為こそ水を汚しているという人の意見を聞いたこともありますので、手選別で作業を実施して下さるとしても、最終的に燃やすのであれば、もう思い切って汚れがとれないものは、燃やすごみに出せるようにするという案2がいいと思いました。

会長 そうですね。ものを洗ってきれいにするというプロセスは、今度は水の排水の方に影響します。そういう広い視野で全体を見る必要がありますよね。廃棄物だけではありません。事務局の方でこれらを踏まえて検討していただきたいと思います。

副会長A マヨネーズ容器もケチャップ容器も、洗っても汚れがとれにくいものでけれども、納豆もすごかったのです。納豆だって絶対燃やすごみです。あんなものを洗って、ぬるぬるの洗わないと、あんな小さな入れ物を綺麗に洗ってなんてやっていられません。あれだって、みんな燃やすごみですよね。

副会長B サラダオイルの容器は、あれはどの程度までその綺麗にすればよいのですか。本当に洗剤を入れて、洗うまで求められるのか、どこまで日本容器包装リサイクル協会は求めているのですか。

事務局 よく言われているのは、例えば食器を貯め置き洗いをした後の水でとか、そのようなもので、さっと洗う程度です。

副会長B それでは、中はべたべたしていますよね。

マヨネーズに関しても、その油を完全に除去するというのは困難ですので、

事務局 もうその食器を洗った後の貯め置き洗いしたところで、さっと洗って出す。

それでいいのですか。

副会長A

そういうような基準にしているところが多いです。

事務局

ちょっとお話が出て思い出したのですけれども、使った排油について京都市はそれを集めて、そしてそれをまた燃料にしたりしているということを聞きますので、京田辺市も廃油を集めてリサイクルする、ということができたら、例えばそれを京都市にそれを売るというのはおかしいですけれども、そういうような循環ができるようになるのではないかと思います。今すぐにそういうことではなくても、そういうことを考えておくということが必要ではないかと思います。

それと、もう一つ、ここに書いてあります危険物の回収とかですが、できれば認知の老人の方の家で1人だと、もう掃除とかできなくなって、それで遠くから帰って来られた人がその日に出せねばいいのですけれども、日にちに丁度だったら出せるのですけども、そうではなかったら、またそのまま置いておくっていうことになりかねないです。そういう問題もあるので、そういう人達の時にはどういうように対応するのかということも考えといて頂いたら、そういう方たちはありがたいし、やっぱり綺麗になると思います。

会長 どんどんご指摘をいただきしておりますが、今ここで具体的にそれをどうするかっていう答えを出すことは事務局も結構ですから、今後実施していく過程で、順次修正して取り組むとか、事務局は今回いただいた意見、課題等を書き残して、また取り組んでほしいと思います。

てんぷら油を下水にそのまま流すことは、下水道にかかる負荷が上がるので、絶対にやらない方がよいといわれています。

アメリカでは、ディスポーザーといって、ごみを入れてスイッチを入れると、回転で細かく碎いてごみを下水にそのまま流せるシステムがあります。私も1年くらい使っていましたが、便利でした。しかし、日本は積極的には進めていません。それは下水道への負荷を考えたからです。先ほど申し上げたように、環境問題はごみだけで考えたらいけません。ということで、今の油の問題は、現在市が取り組んでいかなければ、どこかで取り組みを考えてご検討下さい。

時間がありませんが、特に何かありますか。色々なアイデアとか問題点とかが出てくるかと思いますが、それはまた進めながら修正をして頂きたいところで、事務局に伝えていただければと思います。

なお、市民の理解をどういただかくかということも重要なことですが、事務局

としては、今後パブリックコメントを実施して、市民の意見をひろく受け取る意向だということですね。そういうように理解しておりますので、よろしくお願ひ致します。

会長 それでは、次の「ごみ処理基本計画 目次案について」になります。これは、全体のごみ処理計画案をまとめるということで、事務的な事項になると思いま
す。内容は準備して頂いた内容で、変更があれば注意をして進めて頂くということになりますね。事務局の方、お願ひします。

(資料7及び参考資料-1の説明)

事務局 はい、ありがとうございました。何か、ご意見等はないですか。推計は、平成41年度まで細かい推計を出して頂いていますが、平成35年度からは共同処理が始まるのですか。

会長 そういうような話となっています。

事務局 その辺を受けて、分別収集の見直し等の話が出てくると思います。

事務局 今回の計画は、平成35年度までです。平成35年度には、こういうような形にします。ただ、基本構想が平成41年度までのごみ処理推計を出していましたので、それを用いて参考に推定させて頂いているような流れです。

会長 まだまだ先の話です。とにかくいかがでしょう。これは目次案なので、次回には計画案が提示されると思います。よろしいでしょうか。

はい。

(各委員)

会長 ありがとうございます。それでは、本日の審議が終了したと思います。ありがとうございました。事務局、お返しします。

事務局 会長、ご苦労様でございました。事務局の方からは、次回の審議会の開催と致しまして、11月の末で調整させて頂きたいと思っています。その時にごみ処理基本計画の素案という形で、目次・案・その他という形で、まとめたものを見ていただいて審議するという運びで準備をさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉会とさせて頂きますので、大

変ご苦労様でございました。ありがとうございました。